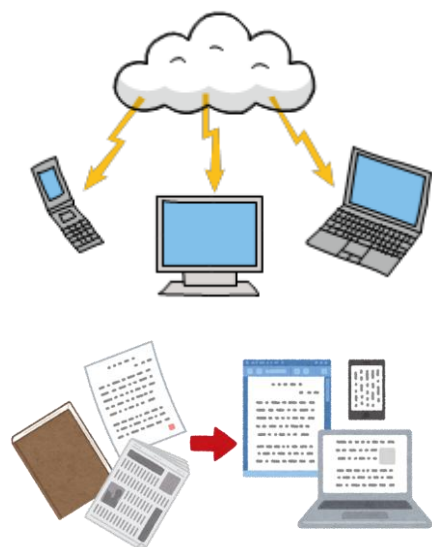


中之条町DX推進計画



推進期間：令和8年度～令和12年度



中之条町



目次

1	背景・目的	1
2	計画の位置付け・推進期間	3
3	推進体制	4
4	計画推進の基本方針	5
【方針1】町民の暮らしの利便性向上		
(1)	自治体のフロントヤード改革の推進	6
(2)	マイナンバーカードの取得支援・利用の推進	7
(3)	行政サービスの向上	8
【方針2】行政運営の簡素化・効率化		
(1)	地方公共団体情報システムの標準化・共通化	9
(2)	自治体のAIの利用推進	10
(3)	内部情報系システムの合理化・適正化	11
(4)	テレワークの推進	12
(5)	ペーパーレス推進と庁内環境整備	13
【方針3】地域社会の活性化		
(1)	デジタルデバイド対策	14
(2)	地域社会のデジタル化の推進	15
【方針4】DXに対応したセキュリティ対策		
	セキュリティ対策の徹底	16



I 背景・目的

■社会的背景

現在、情報通信技術(ICT)(※1)は広く社会に浸透し、多くの人々がパソコンやスマートフォンなどから情報の取得や発信を行っています。AIの実用化の進展、ビッグデータやオープンデータの利活用促進などにより、ICTを利活用したサービスの多様化・高度化が進み、私たちの生活に欠かせないものとなっています。

行政サービスにおいてもその活用が強く求められており、人口減少・少子高齢化が進む中、デジタル技術を積極的に活用したDX(デジタル・トランスフォーメーション)(※2)の推進が不可欠です。地方自治体におけるデジタル化の加速が求められています。

○情報通信技術(ICT)の急速な発展 ⇒ 人と人の結びつきや公共の在り方などの社会構造に大きな影響

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大 ⇒ 生活や働き方に大きな変革

▶人の接触や移動に様々な制約(新しい生活様式)

▶行政のデジタル化・オンライン化の遅れが浮き彫りに

⇒ 行政サービスの在り方を見直す契機

○人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化 ⇒ スマート自治体への転換

▶複雑化・高度化する行政需要

▶人材及び財政的に厳しい制約

⇒ 限られた人的・財政的資源を有効に活用し、持続可能な行政運営を実現する必要



※1 Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称で、情報処理だけではなくインターネットなどの通信技術を活用したサービス。日本ではIT(Information Technology. 情報技術)が一般に使われていたが、国際的にはICTが多く用いられ、近年日本でも定着しつつある。

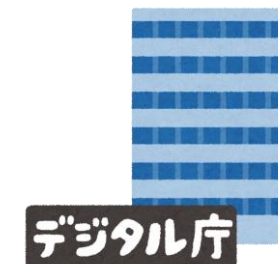
※2 Digital transformationの略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。「Trans」を「X」と略し、一般的に「DX」と表記される。



1 背景・目的

■ 国の動向

- デジタル庁の創設(2021年9月1日)
- デジタル社会の実現に向けた重点計画(※1)(2025年6月13日閣議決定)
- 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(※2)(2025年12月17日第5版)



■ 中之条町DX推進計画

こうした社会情勢を踏まえ、中之条町DX推進計画を策定します。SDGs(※3)への取り組みやデジタル技術の積極的な活用によりDXを推進し、「持続可能なまちづくり」を目指します。



DXとは



デジタル技術を活用
した町政の業務変革

新しい行政サービスの提供
既設サービスの見直し・充実

暮らしの利便性向上
行政サービスの向上
行政運営の簡素化・効率化

デジタル技術を活用し、行政サービスの向上や行政運営の簡素化・効率化を図り、
町民の暮らしを便利にすること。

※1 デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げている。

※2 総務省が策定し、デジタル・ガバメント実行計画に記載された各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化したもの。

※3 Sustainable Development Goalsの略。持続的開発目標。持続可能な開発のために国連が定める国際目標で、17の世界的目標・169の達成基準・232の指標のこと。



2 計画の位置づけ・推進期間

■計画の位置づけ

本計画は、総合的なまちづくりの最上位計画である「なかのじょう まちづくりビジョン 2026(中之条町総合計画第7次構想)」をデジタルの側面から推進するための計画として位置付けます。また、「官民データ活用推進基本法」(※)に定める市町村官民データ活用推進計画を兼ねるものとし、総務省策定の「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を踏まえた計画とします。



■推進期間

推進期間は2026年4月～2031年3月までの5年間とし、社会情勢や国が進める「デジタル社会の実現に向けた重点計画」・「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」や県の施策等の進展・変化に応じて適宜見直しを行います。

※ 官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、国民が安全・安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする法律。同法第9条第3項に、市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定が努力義務として規定されている。



3 推進体制

■推進体制

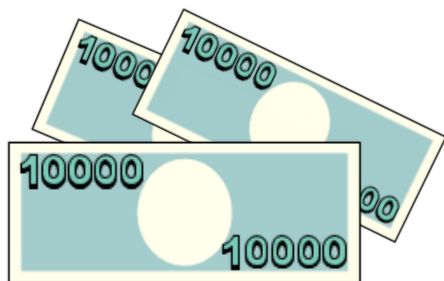
「中之条町情報化推進委員会」において、本計画の進捗・管理を行います。各課・所属に「ITリーダー」を選任し、推進に必要な研修受講等によるスキルアップを図るとともに、専門的知見を提供する外部人材の活用など、所属や所管業務にとらわれない推進体制を構築します。

■推進手法

「誰一人取り残さない」デジタル化の実現に向け、当町の実情を踏まえた目標を設定し、前述の推進体制により、本計画に基づく事業を推進します。社会情勢や技術の発展などの急速な変化に対しては、本計画が形骸化しないよう、状況を的確に観察し、変化に応じて計画を見直すなど臨機応変に対応します。

■財政負担の考え方

- ① 既存のシステムや機器などの更新時期をとらえ、重複投資がないよう計画的な整備を図ります。
- ② 国の方針などに沿って進める事業とそれ以外の事業を区分し、計画的に事業を実施します。
- ③ 国の補助金などを有効活用し、費用負担の軽減を図ります。



4 計画推進の基本方針

本計画では、次の4つの基本方針を推進し、課題に対応するデジタル技術の活用を進めます。

「利用者の視点」・「業務効率化の視点」を踏まえた業務の見直しを行います。

【方針1】 町民の暮らしの利便性向上

- (1)自治体フロントヤード(※1)改革の推進
- (2)マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
- (3)行政サービスの向上



【方針2】 行政運営の簡素化・効率化

- (1)地方公共団体情報システムの標準化・共通化
- (2)自治体のAI(※2)の利用推進
- (3)内部情報系システム(※3)の合理化・適正化
- (4)テレワーク(※4)の推進
- (5)ペーパーレス推進と庁内環境整備

【方針3】 地域社会の活性化

- (1)デジタルデバイト(※5)対策
- (2)地域社会のデジタル化の推進



【方針4】 DXに対応したセキュリティ対策

セキュリティ対策の徹底



※1 住民サービスの入口。住民と行政が接する窓口のこと。

※2 Artificial Intelligence の略。人工知能。学習・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピュータシステムなど。

※3 人事給与や財務会計、情報共有など庁内業務の効率化を図るためのシステム。

※4 在宅勤務などICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

※5 パソコンやインターネット等を使える人と使えない人との間に生じる情報格差。

方針 1-(1) 自治体のフロントヤード改革の推進

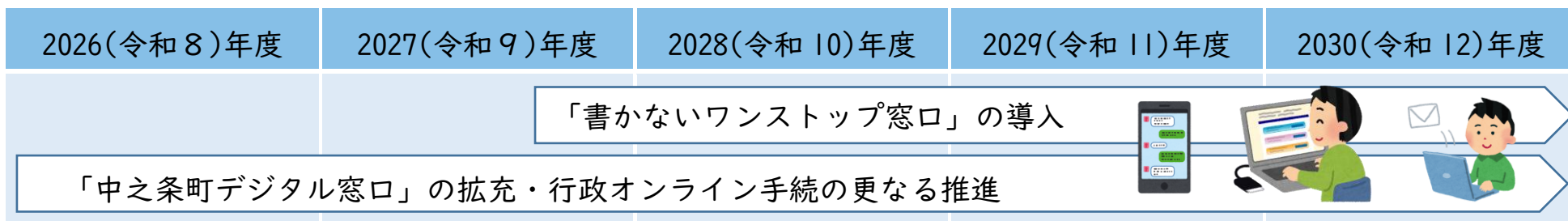
■現状と課題

「中之条町デジタル窓口」や「マイナポータル（※）」等の活用により行政手続のオンライン化は進んでいますが、使いやすさや他のシステムとの連携が図れていない面があり、オンライン化が進んでいない手続きがあるなど課題があります。住民の生活様式やニーズが多様化する中で、行政手続のオンライン化だけでなく、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進める必要があります。

■今後の取り組み

- デジタル技術を活用した「書かないワンストップ窓口」の導入や窓口対応方法を見直します。
- 「中之条町デジタル窓口」を拡充し、住民が使いやすく暮らしにつながる行政手続のオンライン化を推進します。
- デジタルツールを有効活用し、対面・非対面对応を適切に組み合わせることで住民の利便性向上と業務効率化を図り、持続可能な行政サービス提供体制を確保します。

■成果目標 ■ 来庁者の負担を軽減し、手続きのオンライン化を推進



※ 政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする行政手続のオンライン申請や行政機関からのお知らせを確認できるポータルサイトのこと。



方針 1-(2) マイナンバーカードの取得支援・利用の推進

■現状と課題

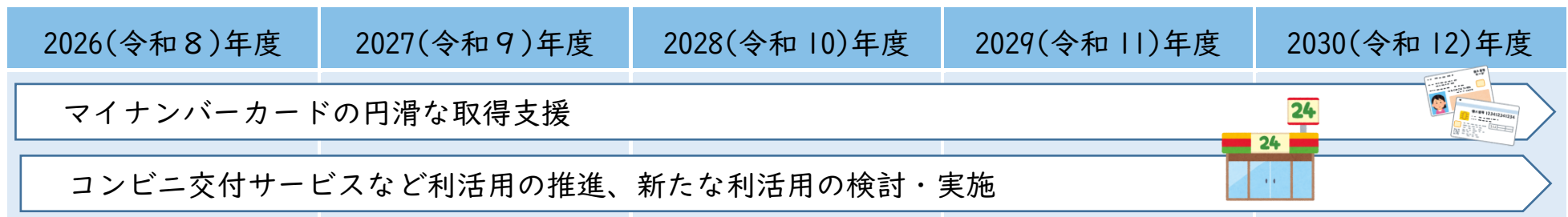
マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも本人確認・本人認証ができ、デジタル社会の基盤となるものです。健康保険証利用、オンラインでの確定申告、各種証明書の「コンビニ交付サービス」など利活用が進んでいます。当町においてもマイナンバーカードの保有率は高くなり、今後もマイナンバーカードと各種カードの一体化や行政手続のオンライン化により利活用の場面は拡大すると見込まれます。

○マイナンバーカードの人口に対する保有枚数率 83.2%（令和8年2月時点）

■今後の取り組み

- 取得を希望する住民が円滑にマイナンバーカードを取得できるように、申請環境及び交付体制を整備します。
- 住民票などの「コンビニ交付サービス」など、マイナンバーカードを活用した制度の利用促進により、利活用の拡充と利便性の向上に取り組めます。

■成果目標■ マイナンバーカードを日常生活の様々な場面で便利に利用できる





方針 1-(3) 行政サービスの向上

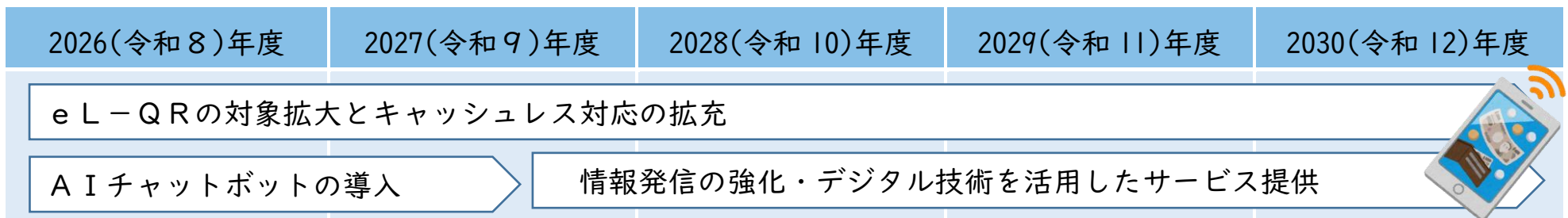
■現状と課題

行政サービスは町民の生活様式や働き方の多様化に合わせた選択肢の拡充が求められています。デジタル化により情報発信手段が増加しているため、「中之条町デジタル窓口」(公式LINE)等のSNSによる効果的な情報発信や、オープンデータ(※1)が活用されるための環境整備が必要です。地方税統一QRコード(eL-QR)(※2)によるキャッシュレス(※3)が税金の納付で利用可能となるなどキャッシュレスは拡大していますが、施設使用料等で未対応のものも多く、利便性に制限があります。

■今後の取り組み

- 地方税統一QRコード(eL-QR)の対象拡大、手数料等を含めたキャッシュレス対応の拡充を図ります。
- AIチャットボット(※4)の導入や「中之条町デジタル窓口」の機能拡充、オープンデータの整備、SNSの活用等により、住民が必要な情報を入手しやすい情報発信を強化します。

■成果目標■ 住民サービスのDXにより安心なサービス提供と負担軽減を図る



- ※1 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネットなどを通じて容易に利用(加工、編集、再配布など)できるよう公開されたデータ。
- ※2 地方税の納付を簡便にするための統一規格のQRコードのこと。納付書などに記載されたeL-QRを読み取ることで、キャッシュレス納付が可能となる。
- ※3 現金を使用せずに支払いを行うこと。クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済などの様々なサービスがある。
- ※4 「チャット」(ネットワークを介したリアルタイムのやり取り)と「ロボット」を組み合わせた造語で、テキストや音声を通じて、自動的に会話するプログラム。

方針2-(1) 地方公共団体情報システムの標準化・共通化

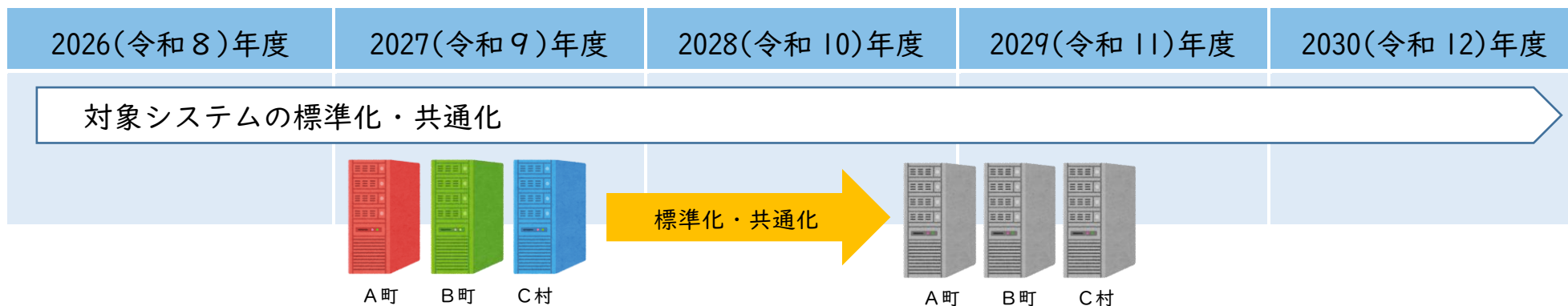
■現状と課題

地方公共団体情報システムは、これまで各自治体が独自に発展させてきた結果、システムの発注や維持管理、制度改正による改修など、個別に対応しなければならないことが課題となっています。当町においては、標準化における基幹系情報システムは、ガバメントクラウド(※1)・標準準拠システムへ移行しましたが、公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくためには、他のシステムについても国と地方が協力して共通システムを開発し、幅広い自治体で利用することが重要です。

■今後の取り組み

- 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、共通化等を推進します。
- 標準化・共通化に沿った調達・整備を行うことで、トータルコスト削減と業務効率化を図ります。

■成果目標■ システムの標準化・共通化によるコスト削減と業務効率化を実現



※1 政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。クラウドとは、データサービスやインターネット技術などが、ネットワーク上にあるサーバー群(クラウド(雲))にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態のこと。

方針 2 - (2) 自治体の A I の利用推進

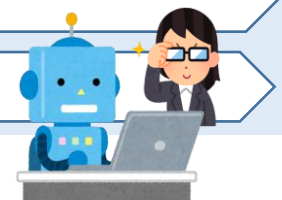
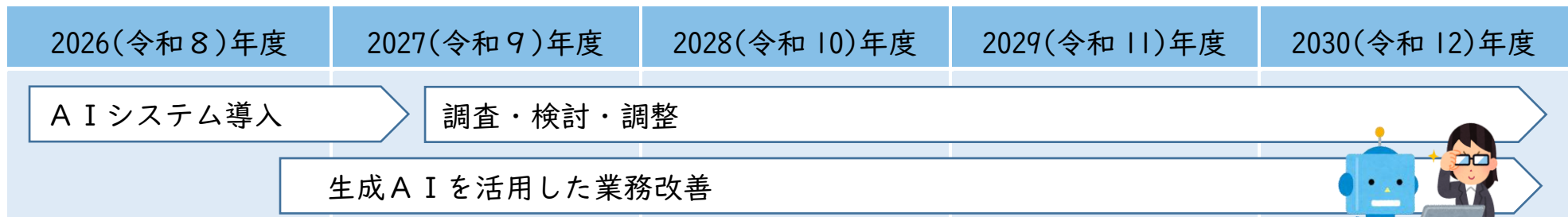
■現状と課題

人口減少により、今後、町職員が減少することが見込まれます。事務事業の立案や計画策定などの政策的業務、コミュニケーションを必要とする業務など、本来注力すべき業務に人的資源を配分するため、業務のあり方そのものを改善する必要があります。近年、生成 A I をはじめとする A I 技術の発展により、単なる作業代替にとどまらず、飛躍的な業務効率化が期待できます。持続可能な行政サービスの提供のため、積極的な A I 活用を図っていく必要があります。

■今後の取り組み

- 国が示す「自治体における A I 活用・導入ガイドブック」等を参考に、A I の導入・活用を進めます。
- 職員による A I の適正な利用を促進します。
- 最先端技術の導入についても、持続可能な行政サービスの提供を実現するため、調査・検討を行います。

■成果目標■ A I 活用による行政サービスの向上と業務効率化を実現





方針 2-(3) 内部情報系システムの合理化・適正化

■現状と課題

人事給与、財務会計、勤怠管理、地図情報及び庁内連携（コミュニケーションツール）等の庁内業務ではデジタルツールの導入が進んでいますが、未電子化の業務や電子データがあっても情報連携が行えていないものがあり、紙に手書きで提出したり、再度データ入力を行ったりする等の重複作業が業務負担となっています。業務に係る作業負担を合理化・適正化する業務改善が課題であり、時代にあった対応も必要になっています。

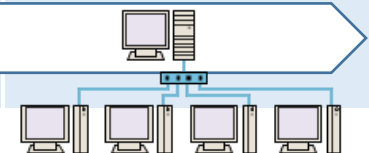
■今後の取り組み

- システムの共通化や分散している紙媒体や電子データで共有できる情報を集約し、共有できるデータ形式の統一化や統合システムへのデータ入力等により、全職員が容易に利用できる仕組みを検討・導入します。
- 内部調査・調整を実施し、導入後の運用ルールを整備し業務効率化を図ります。

■成果目標■ 内部情報系システムや情報共有による業務の合理化・適正化を図る



2026(令和8)年度	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度	2030(令和12)年度
内部調査・調整、内部情報系システムの導入や仕組みづくりによる合理化・適正化				



方針2-(4) テレワークの推進

■現状と課題

テレワークはICTを活用し時間・場所を有効的に使える柔軟な働き方であり、多様な働き方を実現できる「働き方改革」を進めることができます。町職員の減少が見込まれる中、外部専門人材を含む多様で優秀な人材の確保や時間的制約の有無にかかわらず職員が意欲・能力を最大限に発揮して活躍できる観点からも必要性が高まっています。テレワークの活用により業務効率化が図れることで、行政サービスの向上にも効果が期待され、重大な感染症や災害発生時における行政機能の維持にも有効な手段です。一方で、労務管理やセキュリティ等の課題があり、業務ごとにテレワーク適性を見極める必要があります。

■今後の取り組み

- 自治体フロントヤード改革や地方公共団体情報システムの標準化・共通化の推進を踏まえ、テレワークが可能な業務を選定し対応を進めます。
- 労務管理、業務プロセス、コミュニケーション方法、セキュリティや「ネットワークの三層分離」(※)の対応などを整理し、テレワークを実施しやすい環境整備に取り組みます。

■成果目標■ テレワークの実施による行政サービスの向上を図る



2026(令和8)年度	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度	2030(令和12)年度
テレワークが可能な業務の選定・拡大、テレワークの実施				



※ 個人番号及び個人情報を利用する業務、自治体を維持するための業務、インターネットの接続を必要とする業務やサービスのように、利用するデータの保管やシステムの構築されている領域と実際にサービスを提供する部分の領域、または外部インターネットとの接続を分離してセキュリティ性を高める仕組みや考え方のこと。

方針 2 - (5) ペーパーレス推進と庁内環境整備

■現状と課題

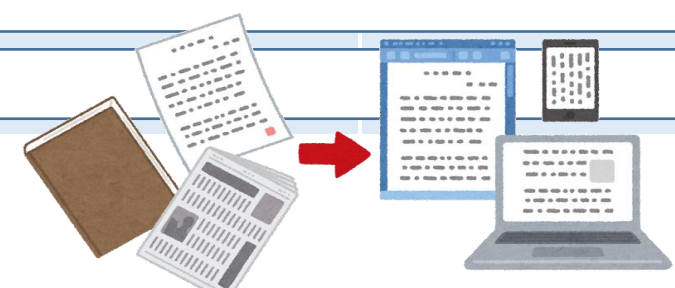
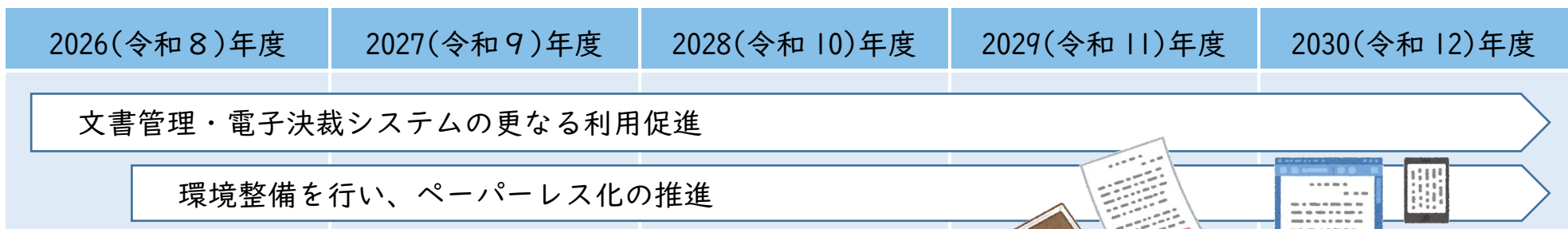
電子決裁や無線化による庁内環境の整備によりペーパーレスは進みましたが、日常業務では依然として紙中心の事務処理を行っています。煩雑な事務処理、決裁の非効率、大量の紙の印刷・消費、文書保管スペースの確保及び文書廃棄が課題となっています。

■今後の取り組み

- 庁内の紙使用量削減や業務効率化のため、文書管理・電子決裁システムをはじめ、データを活用した柔軟な職場環境の整備を図ります。
- 電子決裁、オンライン会議、ペーパーレス会議を推進し、ノートパソコンやタブレット等端末の導入を通じて業務改善を図り、ペーパーレス化が実現できる環境の整備を進めます。



■成果目標■ ペーパーレス推進を通じたDXによる柔軟な庁内環境の実現



方針 3-(1) デジタルデバイス対策

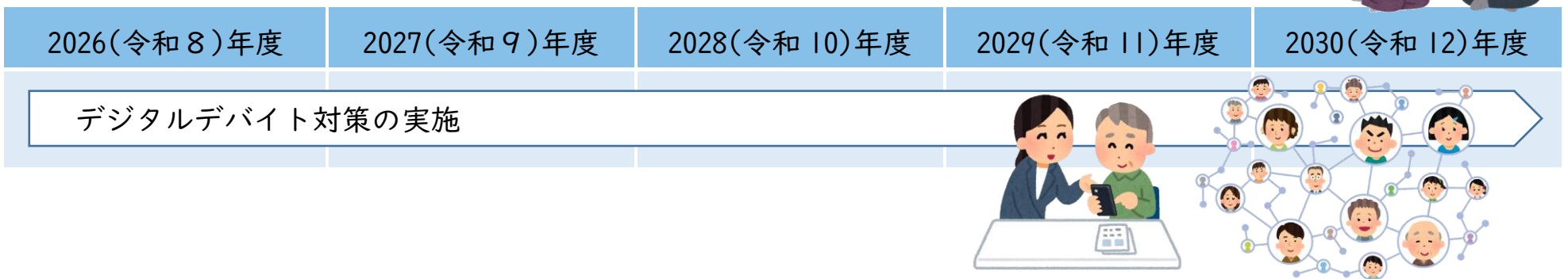
■現状と課題

「誰一人取り残さない」デジタル化の実現に向け、すべての町民がデジタル化の恩恵を受けられる環境の整備に取り組むことが必要です。町デジタル相談窓口の利用者は増えており、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できるUI※（ユーザーインターフェース）を備えたシステムによるサービスなど、利用者にやさしいデジタル行政サービスの提供が重要です。

■今後の取り組み

- オンライン手続きやサービスの利用方法について、他の自治体や民間事業者などと連携して講座開催やデジタル機器などの操作支援・相談対応を行うなど、きめ細かなデジタル活用支援を行います。
- 誰でもわかりやすく、容易に画面操作ができるサービスの導入を進めます。

■成果目標■ デジタルデバイス対策によるやさしいデジタル化を実現



※ User Interfaceの略。利用者とサービスとのインターフェイス（接点）のこと。見た目や使いやすさのこと。



方針 3 - (2) 地域社会のデジタル化の推進

■現状と課題

地域の生活環境を改善する可能性を秘めたデジタル技術を活用し、地域経済や地域社会に円滑に適応させていくことが重要です。社会全体のICT化が進む中で、児童・生徒や事業者などに対する環境整備や情報発信を通じて、デジタル化の推進の支援を行う必要があります。

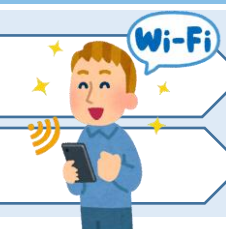
■今後の取り組み

- デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直しを実施します。
- 「観光振興」、「安心・安全の確保」、「共創・地域連携」など、様々な分野でデジタル技術を活用し快適で安心な地域社会形成を推進します。
- 児童・生徒の情報活用能力の向上やICTを取り入れた効果的・効率的な授業による学習効果の向上を目指すため、GIGAスクール構想(※)を推進します。
- 中小企業などへのDX推進のサポートを行います。



■成果目標■ 地域課題に応じたデジタル実装、GIGAスクール構想の推進を図る

2026(令和8)年度	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度	2030(令和12)年度
GIGAスクール構想の推進、地域課題に応じたデジタル実装				
中小企業のサポートなど地域社会のデジタル化の推進				



※ 「GIGA」とは「Global and Innovation Gateway for All」の略。2019年12月に文部科学省が打ち出した計画のこと。創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させることを目的にしたもので、教育分野のICT化を推進するもの。

方針4 セキュリティ対策の徹底

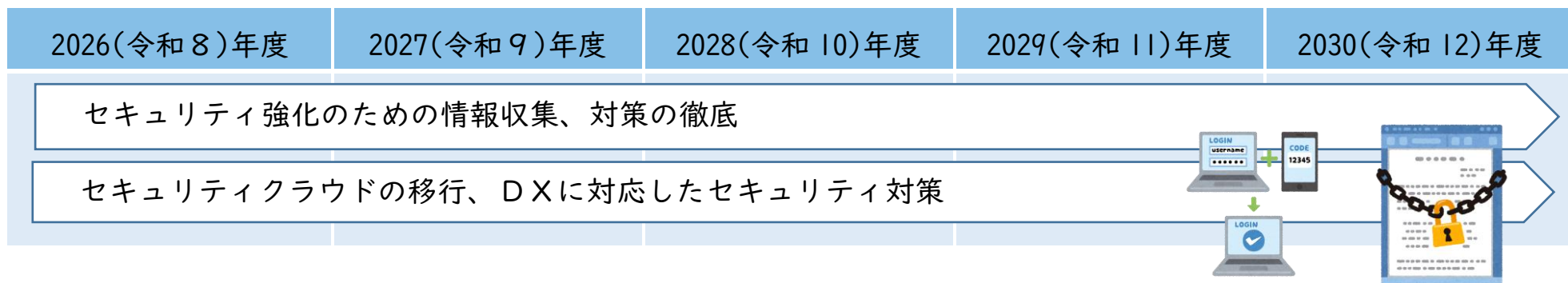
■現状と課題

地方自治法に基づき、当町でも「サイバーセキュリティを確保するための方針」を策定し、「ネットワークの三層分離」等により情報セキュリティの強化に取り組んでいます。国や地方公共団体等のネットワークを通じた相互接続や情報連携がますます進む中で、サイバーセキュリティ対策の重要性はますます高まっており、更に一層の強化が求められます。

■今後の取り組み

- 群馬自治体情報セキュリティクラウド等への参加や移行を進め、DXに対応したセキュリティ対策を実施します。
- 情報セキュリティポリシー(※)を適宜見直し、情報セキュリティ対策を徹底します。
- 職員がデジタル行政に対応できるように、DX及びデジタル支援研修を計画的に実施し、デジタル人材の育成を図ります。

■成果目標■ セキュリティ対策の徹底により、安全・安全な行政基盤を確保



※ 企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。情報セキュリティポリシーには、組織全体のルールから、どのような情報資産をどのような脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、運用規定、基本方針、対策基準などが具体的に記載されている。